

(別紙)

手数料徴収基準

1. 記帳関係【商工会員に限る】

①記帳機械化・記帳継続指導（指導申込者提出者）

区分		金額	手数料詳細	指導内容
記帳機械化	記帳代行	年間 39,000 円 以上	年間仕訳件数 500 件以下 39,000 円	仕訳伝票等を各自で作成し、商工会で会計ソフトに入力。 源泉・年調、決算、申告指導含む (但し 指定期限内に伝票提出されない場合は、割増料金を頂く事があります。)
			501 件以上は 100 件毎に 500 円加算	
	自主記帳	A 年間 3,000 円		主に決算指導
		B 年間 9,000 円	月額 750 円	簡易の月次修正・決算指導
		C 年間 18,000 円	月額 1,500 円	
D 年間 36,000 円		月額 3,000 円	毎月の月次確認・決算指導	
ソフト代金及びバージョンアップ代金は別途				
記帳継続指導		最低 3,000 円 最高 27,000 円	【指導課程の一部】 ・指導料 3,000 円	源泉、年末調整、報告書作成指導、 決算、申告指導 (年間 4 回以上の指導)
			【指導課程の全部について】 ・月額 2,000 円 + 決算指導料 3,000 円	年間通しての指導 (月次、決算、申告指導)
			消費税申告書作成指導	1,000 円

②決算・申告等指導

区分	金額	詳細
税務指導等	【商工会員】 3,000 円	・源泉、年末調整、報告書作成指導 ・決算指導 ・所得税申告指導 等
	【青申会員で非商工会員】	
	農業所得 6,000 円	
	その他事業所得 8,000 円	
【非会員】 10,000 円		
		消費税申告書作成指導 1,000 円

2. 金融斡旋関係 徴収しない。

3. 労働保険関係 徴収しない。

4. 他団体からの事務委託、その他事務代行関係

その都度理事会の協議を経て別に定める委託契約による。